

【質問回答一覧】

質問のあった事項について、以下のとおり回答します。

案件名称		バーチャルPPAによる環境価値譲渡業務			
No.	該当資料名	該当ページ	該当場所	質問内容	回答
1	入札説明書	P3	6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の通知 (1) 入札参加資格確認申請における提出書類等	特定卸供給事業の届出に関する提出書類について 特定卸供給事業者にはライセンス証明書が存在しないため、資源エネルギー庁が公表している該当ページをもって証明書類とする認識で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	契約書 (案)	P5	第12条第2項	損害の負担について 本条項は、受注者に帰責事由がある場合を前提とした規定であるという認識で相違ないでしょうか。	契約書に記載のとおりです。
3	契約書 (案)	P5	第13条第3項	譲渡回数等について 「各譲渡回における予定の数量」という記載がございますが、仮に年2回の譲渡を行う場合、予定数量は 2,000,000kWh ÷ 2 = 1,000,000kWh という理解で相違ないでしょうか。	各譲渡回における予定の数量は、受注者の譲渡可能な予定数量とし、季節変動を加味する等した異なる数量でも可とします。ただし、年間の総譲渡数量は仕様書に記載のとおりです。
4	契約書 (案)	P5	第13条第3項及び仕様書3その他4)	契約書案第13条第3項と仕様書の記載の関係について 契約書案第13条第3項では、余剰が生じた場合に発注者が同一単価で譲渡を受けることができる旨が定められている一方、「バーチャルPPAによる環境価値譲渡業務仕様書」3の4)では、原則として本市への譲渡数量は「2.2) 調達数量」とのとおとする旨の記載がございます。 この点につき、受注者が余剰分について第三者または市場への売却を検討する場合、仕様書の記載は「余剰分を第三者等へ売却すること自体は差し支えない」という趣旨であるとの理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおり、契約書第13条第3項の規定は、双方合意の上で譲渡を受けることができるという意味で、余剰が生じた場合の強制力を規定したものではありません。
5	全体	-	全体	分散1日計量の発電所における契約期間の考え方について 弊社が本案件に割当予定の発電所は分散1日計量であるため、2026年3月1日～3月31日の発電分は一般送配電事業者およびBIPROGY株式会社において「4月分」として認定されます。 契約書に記載する契約期間については、実際に割り当て予定となる発電所の発電期間を記載するという認識で相違ないでしょうか。	契約書に記載する契約期間については、契約の対象となる発電所において実際に発電する期間を記載していただくことになります。なお、契約期間の始期については、新設の発電所の場合は運転開始日、既設の発電所の場合は令和8年4月1日となります。 しかしながら、計量方式により実際の発電期間と認定の表記に生じるずれの問題については、受注者が決定した段階で協議し、必要に応じ、契約書の一部文言を修正することとします。
6	契約書 (案)	P14	様式1 3. 発電期間	記載内容について 対象発電設備の発電期間を記載するという理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	全体	-	全体	分散1日計量の場合の発電期間の考え方について 前述のとおり対象発電設備が分散1日計量であるため、仮に「4月発電分から10月発電分」を対象とする場合、発電期間は「3月1日から9月30日」とする認識で相違ないでしょうか。もし可能であれば、計量期間の定義について契約書に定めていただけますと幸いです。	質問No.5の回答をご参照ください。 なお、本契約における発電月は、計量月ではなく実際に発電した月を指します。例えば、4月発電分から10月発電分の非FIT非化石証書を譲渡する場合、その発電期間は「4月1日から10月31日」となります。
8	契約書 (案)	P14	様式1 4. 譲渡する環境価値に係る電力量	認定日について 同項目に記載されている「認定日」につきまして、BIPROGYによる電力量認定申請の審査完了（メール受領）から、JEPXの非化石価値取引システム口座への「適用」までの一連の流れがございます。 「認定日」という文言から、BIPROGYより審査完了の通知を受領したメールの日付を記載するという理解で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	その他	-	その他	請求書の共有方法について 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。請求書の共有方法に関して、ご指定がございましたらご指示いただけますでしょうか。	必要事項を記載した請求書のPDFデータ（押印不要）を提出してください。
10	その他	-	その他	代金の支払方法について 今回のご契約におけるお支払いは、お振込でのご対応は可能でしょうか。 ※銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	銀行振込により対応いたします。
11	その他	-	その他	入札書記載の日付について 入札時に提出させていただく各書面に記載する日付について、入札日と書面記入日のどちらを記載すれば良いかご指示いただけますでしょうか。	入札書には入札日を、それ以外の書類には書面記入日をご記入ください。